

## 橋本市パブリックコメント手続要綱の解説

### (目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続について必要な事項を定めることにより、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

### 【考え方】

- この手続は、市民協働の理念に基づき、市民等の意見を計画等の立案に反映させることで、公正の確保と透明性を向上させ、市民参画を促進する手段の一つとして位置づけられるものです。
- 従来、本市でもこの制度に類似した手続により意見を募集したことがありましたが、この要綱の制定によって、統一的なルールとして制度化するものです。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な施策に関する計画等を立案する過程において、その計画等の案を公表し、当該案について市民等から提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (3) 市民等 本市に住所を有する者のほか、パブリックコメント手続の対象となる事案について、意見を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体をいう。

### 【考え方】

- 「実施機関」については、この要綱に基づきパブリックコメントに全庁あげて取り組む市の姿勢を明確にするため、例外を最小限にします。具体的には、橋本市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関から議会を除いたものです。

- ・この要綱の対象となる事案についての幅広い多様な意見を得るため、この要綱に基づき意見を提出できる「市民等」には、橋本市の在住者のほか、「意見を提出する意思を有する個人、法人その他の団体」を含めます。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等(以下「計画等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画等の策定及びこれらの重要な改定に係る案
- (2) 市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例(金銭の賦課徴収に関するものは除く。)の制定又は改廃に係る案
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施することが適当と判断したもの

【考え方】

- ・具体的な計画等が、本手続の対象であるか否かは、計画等の所管部署が、この要綱の趣旨に基づいて判断し、その判断の説明責任を負うこととなります。
- ・「市の基本的な施策に関する計画等」とは、「長期総合計画」、「地域防災計画」、「男女共生社会推進計画」など市全域を対象として将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想、計画などの名称を問いません。
- ・「市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例」は、市が独自に条例で市民に義務を課したり、権利を制限する事項を定める場合や、法令の委任を受けて条例で市民に義務を課したり、権利を制限する具体的内容を定める場合が該当します。
- ・「金銭の賦課徴収」については、地方自治法第74条第1項の規定において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」が条例の制定又は改廃の直接請求の対象とされていないことを踏まえ、この要綱の対象としません。

(適用除外)

第4条 立案しようとする計画等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この告示の規定を適用しない。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの

- (2) 軽微なもの又は計画等の立案に当たり、実施機関の裁量の余地が少ないもの
- (3) 計画等の立案に当たり、意見聴取の手續等が法令等により定められているもの
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

#### 【考え方】

- ・「迅速又は緊急を要するもの」とは、この手続きに要する期間を費やせば、その効果が損なわれるなどの理由で本手続きを経るいとまがない場合をいいます。
- ・「軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的な事項の改正を伴わないものをいい、条例であれば単純な文言の改正や法令の改正に伴い自動的に改正を要するものです。
- ・「計画等の立案に当たり、実施機関の裁量の余地が少ないもの」とは、上位法令等の規定により裁量の余地なく一定の基準に基づき実施するものをいいます。
- ・「計画等の立案に当たり、意見聴取の手續等が法令等により定められているもの」とは、都市計画法に基づく都市計画決定の際など、法令等により公告、縦覧や意見の提出、公聴会開催等の手續きが定められている場合をいいます。
- ・直接請求により提出された条例案に対しては、市長は修正できないので、第4号の規定により、適用除外としています。

#### (公表の時期及び公表資料)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げるものを立案しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、その計画等の案を公表しなければならない。

2 前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) 計画等を策定する趣旨及び目的
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 計画等の案に関連する資料

#### 【考え方】

- ・公表は、最終的な意思決定前に行います。条例案など議会の議決を必要なもの

については、議会提案前に公表します。

- ・「計画等の案に関連する資料」の例は、次のとおりです。
  - (1) 根拠法令
  - (2) 計画の策定又は改定にあつては、上位計画の概要
  - (3) 計画等の実現によって生じることが予測される影響の程度及び範囲
  - (4) 計画等の立案に際して整理した論点（たとえば立案の際に行った現状分析や課題整理など）

#### (公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、実施機関が公表しようとする計画等の案及び同条第2項に掲げる資料（以下「案及び資料」という。）を市のホームページに掲載し、併せて当該計画等の所管窓口、図書館等に備え付けることにより行うものとする。

2 前項の規定によるもののほか、必要に応じて、市の広報紙への掲載等により、案及び資料が市民等に周知されるよう努めるものとする。

3 前2項の規定による公表において、案及び資料が大量である場合又は複雑な場合は、案及び資料全体の入手方法を明示したうえで、内容を要約して公表することができる。

#### 【考え方】

- ・計画等案の公表は、市民の皆様等が必ず閲覧又は入手できるよう、市のホームページへの掲載、所管課、図書館等での備付けにより行います。また、広報紙へ掲載するなどの方法により、市民への周知に努めるものとします。

#### (意見の提出)

第7条 実施機関は、市民等が意見を提出するために必要な期間を考慮し、1月程度を目安とする意見の提出期間及び提出方法を定め、案及び資料を公表する際にこれを明示するものとする。

2 前項の提出方法は、郵送、ファクシミリ、電子メールその他の市民等の意見が文書又は電子的記録として残るものに限るものとする。

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他実施機関が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、前項の規定により収集した当該意見を提出した者に係る情報については、公表しないものとする。ただし、実施機関が、意見の募集に当たり、公表することを明示した場合はこの限りでない。

### 【考え方】

- ・意見の提出期間の「1月程度」は目安であり、計画等の所管部署が、市民の皆様等が意見を提出するために必要な時間を十分確保した上で、その計画等の案等の内容の重要度や意思決定を行うまでのスケジュールを勘案し、適宜定めます。
- ・意見の提出方法は、当該意見が文書又は電子的記録として残るものに限り、口頭（電話等を含む。）により直接聴取するなどの方法は採らないものとします。ただし、障害などの理由により文書等による提出が極めて困難である場合は、聴き取りの方法による提出も認めることとします。
- ・意見提出の際には、原則として氏名などを明らかにして意見及び情報を提出するものとします。氏名などを公表する場合には、公表することをあらかじめ明らかにしますので、予告がない場合は、提出者の氏名などを公表することはありません。

#### （意思決定に当たっての意見の考慮）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等について最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに計画等の案を修正したときにあつてはその修正内容を公表するものとする。ただし、提出された意見に、特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれがある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 実施機関は、提出された意見に対して提案者への個別の回答は行わないものとし、前項の規定による公表に当たり、提出された意見のうち類似の意見をまとめ、これに対する実施機関の考え方を公表することができるものとする。

4 第6条第1項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。

### 【考え方】

- ・この手続きは市民等に案の賛否を問うものではなく、また提出された意見の多寡で判断すべきものではありません。あくまで意見の内容に着目して、計画等に反映させるよう検討します。

- ・提出された意見は公表することが原則ですが、公表した計画等の内容と直接関係のない意見、第三者を誹謗中傷するような不適当な事項については、その一部または全部を公表しない場合があります。
- ・趣旨・内容が同じような意見は、内容ごとに整理して公表します。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、審議会その他の附属機関等が、この告示の定めにしたがった手続を実施して策定した報告、答申等に基づき計画等を策定する場合は、パブリックコメント手続を実施しないで計画等の立案の意思決定を行うことができる。

【考え方】

- ・「審議会その他の附属機関等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき市長その他の執行機関に設置された附属機関と、規則、要綱等により市長その他の執行機関に設置された附属機関に準ずる機関をいいます。
- ・実施機関が、計画等を策定するにあたり附属機関等に諮問した場合で、附属機関等が要綱にしたがった手続を行わなかったときは、実施機関は審議会その他の附属機関等の答申後に、改めてパブリックコメント手続を行う必要があります。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年12月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の施行の際、現に立案過程にある計画等については、この告示の規定は適用しない。ただし、可能な範囲において、パブリックコメント手続にしたがった手続を実施するものとする。

附 則(平成24年3月26日告示第46号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**【考え方】**

- この制度の円滑な導入を図るため、この要綱の施行の際、現に立案過程にある計画等については、立案のスケジュール等に配慮し、この要綱の規定は適用しないのですが、可能な範囲においてこの制度に準じた手続を実施することになります。